

平成31年4月4日

保護者のみなさま

幸田町立南部中学校
校長 志賀 浩美

暴風（雪）警報または特別警報が発表された場合の登下校について

日頃は本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、見出しの件につきまして、下記の通りとします。
つきましては、生徒の安全確保に向け、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。
なお、暴風（雪）警報発表時の対応について、本年度より変更していますので、御注意
ください。

記

- 1 生徒の登校する前に、名古屋地方気象台から暴風（雪）警報が発表されている場合
 - 午前6時の時点で、幸田町に暴風（雪）警報が発表されていた場合には、その日は臨時休業とします。（今年度変更となった点です）
- 2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から暴風（雪）警報が発表された場合
 - (1) 通学路等の安全を確認の上、**集団下校**をします。その際は、防災無線や緊急メール等でお知らせします。
 - (2) 帰宅困難となり**学校待機**となった生徒は、**保護者のお迎え**をお願いします。その際は、該当の保護者に連絡をします。
- 3 生徒（生徒）が登校する前に、名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
 - (1) 警報が発表された当日は、**臨時休業**とします。
 - (2) 翌日以降は、警報が解除された後、天候や通学路の安全確認をしてから、登校時刻等について防災無線や緊急メール等を使ってお知らせします。
- 4 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合
 - 生徒の安全確保のため、**全生徒を保護者に引き渡**します。その際は、防災無線や緊急メール等でお知らせします。また、引き渡しをするまでは、学校でお預かりします。なお、引き取りが遅れる場合は、必ず学校への連絡をお願いします。
- 5 暴風（雪）警報以外の警報（大雨、洪水等）や注意報が発表された場合
 - (1) 原則として平常の授業を行います。登校の際、通学路の安全を確かめてください。
 - (2) 道路の冠水や河川の増水等により、災害のおそれがあるような場合は、直ちに学校へ連絡してください。
- 6 その他
 - ・注意報・警報は、平成22年5月27日から市町村単位で発表されるようになりましたので、「幸田町」に発表されているかをご確認ください。

【本件に関する問い合わせ先】

教頭	鈴木 一也	電話	62-6811
----	-------	----	---------